

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄問題等懇談会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): 沖縄問題等懇談会, 議事録, 中間報告 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43773

第七回 (昭
42
・
12
・
1
)

大臣秘書官 直

北米局長

北米局長代官

参事官

官舎長

北米課長

官舎長

沖繩問題懇談会・開催

11月27

42. 11. 26
米 北

24日特選河野。次回沖繩問題年懇談会は
次のとおり開催されることになり、旨連絡越した。

〇令に変更

日時 12月1日(金) 午後零時30分より
約2時間

場所 総理官邸 大食堂

議題 総理より、日米会談の成果について報告を
聴取すると共に、今後の日米通商方針の検討

なお、外務大臣は日仏定期協定出席のため、12時50分
頃には出席の要ありと、及び牛場次官も出張のため出席

不能の旨連絡。大沼座長も即得(知の由)

秘

昭和四十二年十一月一日

特許庁原簿

沖縄および小笠原の施政権返還問題についての中間報告(案)

沖縄問題等懇談会
座長 大 浜 信 泉

沖繩および小笠原諸島の施政権返還問題についての中間報告(案)

去る八月十六日佐藤内閣総理大臣から当懇談会に対し、沖繩および小笠原諸島の施政権返還についての意見を求められたので、当懇談会は九月十二日以降五回にわたり会議を開き、別添のような各委員提出の意見を中心に懇談を重ねてきた。もちろん、当懇談会としては、沖繩及び小笠原諸島の施政権返還問題及びそれに関連する問題点のすべてについて論議をつくしたわけではないが、佐藤総理大臣の訪米が目前にせまっている事情を考慮し、当懇談会が今日まで行なってきた論議をもとに左記の点についての意見を中間的に報告することとする。

-1-

記

一、沖繩および小笠原諸島の施政権返還につき日本政府のとるべき態度につ

して

(イ) 沖繩および小笠原諸島の施政権返還問題の核心は施政権返還という国

民的願望と日本を含めた極東の安全保障の確保とをどのように調整するかという点にある。そのことは同時に、極東における自由国家群の現存の安全保障体制及び沖繩の軍事基地がこれに果している役割に対する評価、日本が極東の安全保障のために果すべき役割等日本の外交上及び内政上の基本的な諸問題に直接的な関係をもっている。そして、これらの問題について日米両国間及び日本国内において見解の相違があれば、それはただちに沖繩問題の解決についての意見の相違となつてあらわれることとなる。過日の当懇談会においても、沖繩問題を米国の将来の極東政策との関連において考慮するときその早急な解決には慎重を要する旨の発言が行なわれている。

-2-

(ロ) 然しながら、第一回懇談会における佐藤総理大臣の挨拶にもあるとおり、「戦後二十二年を経た今日、九十五万人にも上る同胞が今なお、外国の施政権下にあることはまことに不自然」であり、「このような状態がいつまでも続くことは、日本国民にとって不幸であるばかりでなく、長い目でみれば、日本と極東の安全保障に対する日米の円滑な協力関係

を保持してゆく上にも支障がないとはいきれない。」のであって、このことは最近報道機関等が相継いで行なった本土及び沖縄の与論調査において、沖縄施政権の返還につき国民が圧倒的な支持を与えていることによっても実証されているといつてよい。現在の日本にとっては、沖縄および小笠原の施政権返還問題が、たとえばどのような困難な問題を包蔵しているようにも、その解決を避けてすすむことはできないし、また、それが賢明な道でもないといふべきである。

(イ) 従つて、当懇談会は、佐藤総理大臣が来るべき日米首脳会談において沖縄および小笠原の施政権返還問題の解決のため積極的な姿勢で話し合いを行なわれ、日米の相互理解と協力を通じてこの多年の懸案問題の解決に向つて新たな転機をつくられるよう強く期待する次第である。

二、沖縄および小笠原の施政権返還と極東の安全保障との関係について

(1) 沖縄及び小笠原の施政権返還問題が日本を含めた極東の安全保障問題と密接不可分の関係にあることはさきに述べたとおりである。いうまで

もなく、現在の日本及び極東の安全保障は日米安全保障条約及び米韓・米華・米比・アンザス等の諸条約による自由諸国群の集団安全保障機構によつて維持されていることはいうまでもないが、その中で米国防政権下におかれてゐる沖縄基地の重要性を軽視することはできない。このことは一九六五年一月の佐藤・ジョンソン会談の共同声明においても明らかにされている。また、現に米国防政権を保有しつづけている重要な理由は沖縄基地の自由使用を確保するためであるとさえいわれている。従つて、沖縄の施政権返還を実現するためには、沖縄基地が極東の安全保障上果している役割について日米両国が共通の評価の上に立つことが前提となる。そして、現在の極東情勢下においては、沖縄基地の核兵器の装備を含む自由使用が極東の安全保障上不可欠の要件であるとするならば、沖縄の施政権が全面的に返還される場合には、林委員の意見にあるとおり、沖縄基地に核兵器を配備したり、これを戦闘作戦行動の基地とすることについて事前協議条項の全部又は一部の適用を除外する措置をとらねばならないが、これについての国民的合意をうることが

できるかどうか、また、そのような措置をとることが日本の国家利益となるかどうか、慎重に考慮する必要がある。

(ロ) 以上の点に配慮を加えつつ、沖縄施政権の返還と基地の取扱いについて久住委員から具体的な意見の開陳があった。

いりまでもなく、沖縄の施政権の返還によって日本を含めた極東の安全保障上の利益が害われるようなことがあつてはならない。また、沖縄の軍事基地の特殊性と沖縄の全面的な施政権の返還の調整に急であつて、わが国の現行憲法及び日米安全保障条約の下における体制に重要な変更を加えることにも慎重を期すべきであろう。沖縄施政権の返還を期するに当つて、軍事基地をどのような形で受け入れるかは以上の諸点のほか流動する極東情勢の推移、戦略及び兵器の進歩、極東の安全保障上軍事以外のものの果す役割に対する評価等によつても異なるであろう。このようにみると、沖縄の施政権返還を今後の長期的展望の中で実現することとすれば、沖縄基地を内地並の基地とした施政権の全面的な返還も可能であるといつてよい。そして、この方法によつて沖縄の全面的な本

土復帰を実現することが、現在の日本国民の与論にかんがみるとき最善の方法と思われる。ただ沖縄の施政権返還を、比較的早期に実現すべきであるとの政治的判断をとるならば、差し当りの段階的方法として軍事基地を除いた地域の施政権の返還を求めるといふ現実的な解決方法も考えられる。この考え方については林委員の報告にあるとおり法律的可能性については問題がないのみならず、例え實際上解決すべき若干の問題が残され、また基地の固定化とか沖縄の特殊扱いといった批判があるにしても、現在の沖縄基地が果している極東の安全保障上の軍事的機能を些かも害うことなく、しかも、沖縄の施政権返還に附帯して生ずるさまざまな困難や矛盾をさけつつ、施政権返還の目的の大半を達成しうる案とすることができるといふ。但し、この方法を実現するためには、米側に対し、沖縄基地を保持してゆくためには基地と直接関係のない施政権を日本政府に返還することが得策であることを納得させる必要がある。また国内的には他日極東の安全保障上の利益が許すときには、この地域も完全に日本に返還されることになるのであつて、これは、いわば暫定的な措置

であることについて、国民の理解を求めらるる必要がある。

以上は典型的な両案についての意見であるが、この両案の中間にいろいろな案があり、それぞれ検討に値することはいうまでもない。

三、沖繩の施政権返還が実現するまでの本土と沖繩の一体化施策について

(1) 沖繩の施政権返還が実現するまでの間本土と沖繩との経済上、民生福祉上の格差を解消し、その一体化を推進することは、他日沖繩の本土復帰の際の困難をより少くする意味からも当面の施策として極めて重要である。当懇談会においても、これら施策に関し小林、森永及び足立の三氏から別添のような建設的かつ具体的意見が提案されている。即ち、小林委員は本土と沖繩の行政上及び財政上の一体化施策、琉球政府及び市町村の自治権拡大、沖繩行政能力の向上策等のほか、特に、沖繩復興に関する特別措置として、昭和四十四年度を初年度とする沖繩復興五ヶ年計画の策定、沖繩経済の復興を推進するための特別の融資機関の設置を提唱されており、また、森永委員は沖繩経済が基地経済に大きく依存し

ている実態を明らかにしたのち、特に沖繩の長期資金の需給が逼迫している現状にふれ、現存の琉球開発金融公社を統合した日米合併の新開発金融機関を設立し、これに対する国の出資及び資金運用部資金の貸付等により資金を供給することの必要性を強調されている。更に、足立委員は沖繩経済開発の長期的計画を立案し、本土からの経済援助と本土民間企業の協力の在り方についての基本的方向を確定する必要があるとし、このため沖繩経済総合開発研究所を現地に設立するよう提案され、産業開発の方向としては、畜産の振興、土地造成、海運の振興と港湾の整備、観光の振興及び地下資源の開発利用を指摘している。

(2) 当懇談会も沖繩産業経済の現状にかんがみ、これらの意見が当面、日本政府のとるべき施策として適切妥当なものであると考える。もちろん、これらの一体化施策のなかには、沖繩の施政権返還問題について日米両国政府の間に何らかの合意に達することを必要とするものもあると考えられるが、特に沖繩経済開発の長期計画の策定及び日米合併による新開発金融機関の設立はこれについての日米両国の合意が成立すれば直ちに

実現しうる施策であるので、この際政府の積極的な態度を期待するものである。

(イ) また、沖縄と本土との格差を解消してゆくために、昭和四十三年度の対沖縄援助費については、日本政府が格別の政治的配慮を加えて決定されることを望みたい。

(ロ) 最後に、沖縄施政権の返還について日米の間で何等かの基本的了解が得られたならば、日本政府が将来の沖縄の本土復帰に備えて立案されるであろう諸施策に対して住民の意思を反映するため、沖縄住民の代表が何等かの形で国政に参加しうる道を拓くことが必要であろう。

四、佐藤・ジョンソン会談における沖縄および小笠原諸島の施政権返還についての日米合意の方向について

最近における沖縄および小笠原諸島の施政権返還についての国民与論の盛り上りは注目に値する。それだけ今回の佐藤総理大臣の訪米の成果に対する国民の期待も大きいとみななければならぬ。また、この施政権返還に

対するいよいよ強まってゆく与論の支持は、日本の国力充実に伴う健全な民族的自覚を表現しているともいうことができよう。それ故、此の問題の帰趨如何によつては日本国及び日本国民にとって新しい歴史をひらく端緒となるといえよう。前述の如く、沖縄・小笠原諸島の施政権返還問題は日本を含めた極東の安全保障問題をはじめ、今後の日本外交全体に影響する問題であり、また、対処の仕方によつては日本国内に大きな政治問題を引き起しかねない問題であるので、日米折衝にあたっては、高度の政治的判断を要することはいりまでもない。当懇談会としては、今回の佐藤総理大臣の渡米に際し、沖縄および小笠原諸島の施政権返還問題について次の諸点について日米両国間の合意が得られることを期待したい。

(イ) 沖縄および小笠原諸島が極東の安全保障上果している役割についての日米共通の認識の上に立って、両島の日本復帰のメドについて何等かの基本的了解が得られること。

(ロ) 沖縄の軍事基地の存続維持とその施政権の保持との関係についての米国の従来の見解を再検討すること。

- (イ) 日米両国が沖縄および小笠原の施政権返還について今後継続的に検討するため、両国代表よりなる何等かの形の機関の設置について合意をみる。
- (ロ) 沖縄の施政権返還に至るまで、本土と沖縄の一体化を推進するための日本政府の諸施策が積極的に講じられるよう米側の基本的了解をうる。

(以上)

昭和四十二年十一月一日

沖繩および小笠原の施政権返還問題に
ついでの中間報告（事務当局案）

沖繩問題等懇談会

極 秘

沖繩および小笠原諸島の施政権返還問題に
ついでの中間報告（案）

去る八月十六日佐藤内閣総理大臣から当懇談会に対し、沖繩お
よび小笠原諸島の施政権返還についての意見を求められたので、
当懇談会は九月十二日以降五回にわたり会議を開き、別添のよう
な各委員提出の意見を中心に懇談を重ねてきた。もちろん、当懇
談会としては、沖繩及び小笠原諸島の施政権返還問題及びそれに
関連する問題点のすべてについて論議をつくしたわけではないが、
佐藤総理大臣の訪米が目前にせまっている事情を考慮し、当懇談
会が今日まで行なってきた論議をもとに左記の諸点についての意
見を中間的に報告することとする。

一、 沖繩および小笠原諸島の施政権返還につき日本政府のとりべき態度について

(1) 沖繩および小笠原諸島の施政権返還問題の核心は施政権返還という国民的願望と日本を含めた極東の安全保障の確保とをどのように調整するかという点にある。そのことは同時に、極東における自由国家群の現存の安全保障体制および沖繩の軍事基地がこれに果している役割に対する評価、日本が極東の安全保障のために果すべき役割等日本の外交上および内政上の基本的な諸問題に直接的な関係をもっている。そして、これらの問題について日米両国間および日本国内において見解の相違があれば、それはただちに沖繩問題の解決についての意見の相違となつてあらわれることとなる。過日の当懇談会においても、沖繩問題を米国の将来の極東政策との関連において考慮するときその早急な解決には慎重を要する旨の発言が行なわれている。

(2) 然しながら、第一回懇談会における佐藤総理大臣の挨拶にもあるとおり、「戦後二十二年を経た今日、九十五万人にも上る同胞が今なお、外国の施政権下にあることはまことに不自然」であり、「このような状態がいつまでも続くことは、日本国民にとつて不幸であるばかりでなく、長い目でみれば、日本と極東の安全保障に対する日米の円滑な協力関係を保持してゆく上にも支障がないとはいえない。」のであつて、このことは最近報道機関等が相繼いで行なつた本土及び沖繩の世論調査において、沖繩施政権の返還につき国民が圧倒的な支持を与えていることによつても実証されているといつてよい。

現在の日本にとつては、沖繩および小笠原の施政権返還問題がたとえどのような困難な問題を包蔵していようとも、その解決を避けてすすむことはできないし、まをれが賢明な道でもなるといふべきである。

(3) 従つて、当懇談会は、佐藤総理大臣が来るべき日米首脳会

談において沖縄および小笠原の施政権返還問題の解決のため積極的な姿勢で話し合いを行なわれ、日米の相互理解と協力を通じてこの多年の懸案問題の解決に向つて新たな転機をつくられるよう強く期待する次第である。

4

三 沖縄および小笠原の施政権返還と極東の安全保障との関係につ

52

(1) 沖縄及び小笠原の施政権返還問題が日本を含めた極東の安全保障問題と密接不可分の関係にあることはさきに述べたとおりである。いうまでもなく、現在の日本及び極東の安全保障は日米安全保障条約及び米韓、米華、米比、アンザス等の諸条約による自由諸国群の集団安全保障機構によつて維持されているが、その中で米国施政権下におかれている沖縄基地の重要性を軽視することはできない。このことは一九六五年一月の佐藤・ジョンソン会談の共同声明においても明らかにされている。また、現に米軍が沖縄の施政権を保有しつづけている重要な理由は沖縄基地の自由使用を確保するためであるとさえいわれている。従つて、沖縄の施政権返還を実現するためには、沖縄基地が極東の安全保障上果している役割について日米両国が共通の評価の上に立つことが前提となる。

5

6

④ われわれは極東の安全保障のための沖縄基地の重要性を認めつつも、今日まで、現在の極東の情勢下における沖縄基地の使用態様が如何にあるべきかについて、十分の研究が行なわれているとは認め難い。このことは日本が極東の安全保障について軍事的責任を分担する立場にないことからある程度已むを得なかつたところであろう。沖縄施政権の返還と基地の取扱いについて久任委員から具体的な意見の開陳があつた。今後施政権返還を進めるに当つては、これ等意見を参酌し、沖縄基地の使用態様について十分の検討が為される必要がある。

⑤ うりまでもなく沖縄の施政権返還によつて日本を含めた極東の安全保障上の利益が害われるようなことがあつてはならない。また沖縄の軍事基地の特殊性と沖縄の施政権返還の調整に急であつて広くわが国民の支持を得られぬような措置を

7

進めることも避けなければならない。沖縄施政権の返還を期するに当つて、軍事基地をどのような形で受け入れるかは以上の諸点のほか流動する極東情勢の推移、戦略及び兵器の進歩、極東の安全保障上軍事以外のものの果す役割に対する評価等によつても異なるであろう。

8

(二) 沖縄小笠原の返還問題のむづかしさは、安全保障に関する困難な問題の故に返還問題をいつまでも放置し得ないところにある。両者の調整を何処に求めるかについては、本懇談会においても久住委員はじめ各委員から種々の形が示されたが、その合理性、実行可能性の点において、本懇談会としても現在の段階において単一の結論に達することはできなかつた。

8

三 沖縄の施政権返還が実現するまでの本土と沖縄の一体化施策
について

9

(一) 沖縄の施政権返還が実現するまでの間本土と沖縄との経済上、民生福祉上の格差を解消し、その一体化を推進することは他日沖縄の本土復帰の際の困難をより少くする意味からも当面の施策として極めて重要である。当懇談会においても、これら施策に関し小林、森永及び足立の三氏から別添のような建設的かつ具体的意見が提案されている。すなわち、小林委員は本土と沖縄の行政上及び財政上の一体化施策、琉球政府及び市町村の自治権拡大、沖縄行政能力の向上策等のほか、特に沖縄復興に関する特別措置として、昭和四十四年度を初年度とする沖縄復興五カ年計画の策定、沖縄経済の復興を推進するための特別の融資機関の設置を提唱されており、また、森永委員は沖縄経済が基地経済に大きく依存している実態を

明らかにしたのち、特に沖縄の長期資金の需給が逼迫している現状にふれ、現存の琉球開発金融公社を統合した日米合弁の新開発金融機関を設立し、これに対する国の出資及び資金運用部資金の貸付等により資金を供給することの必要性を強調されている。更に、足立委員は沖縄経済開発の長期的計画を立案し、本土からの経済援助と本土民間企業の協力の在り方についての基本的方向を確定する必要があるとし、このため沖縄経済総合開発研究所を現地に設立するよう提案され、産業開発の方向としては、畜産の振興、土地造成、海運の振興と港湾の整備、観光の振興及び地下資源の開発利用を指摘している。

(四) 当懇談会も沖縄産業経済の現状にかんがみ、これらの意見が当面、日本政府のとるべき施策として適切妥当なものであると考える。もちろん、これらの一体化施策のなかには、沖縄の施政権返還問題について日米両国政府の間に何らかの合意に達することを必要とするものもあると考えられるが、特に沖縄経済開発の長期計画の策定及び日米合弁による新開発金融機関の設立は、これについての日米両国の合意が成立すれば直ちに実現しうる施策であるので、この際政府の積極的な態度を期待するものである。

(五) また、沖縄と本土との格差を解消してゆくために、昭和四十三年度の対沖縄援助費については、日本政府が格別の政治的配慮を加えて決定されることを望みたい。

(六) 最後に、沖縄施政権の返還について日米の間に何らかの基本的了解が得られたならば、日本政府が将来の沖縄の本土復

帰に備えて立案されるであろう諸施策に対して住民の意思を
反映するため、沖縄住民の代表が何らかの形で国政に参加し
うる道を拓くことが必要であろう。

四 佐藤・ジョンソン会談における沖縄及び小笠原諸島の施政権
返還についての日米合意の方向について

最近における沖縄及び小笠原諸島の施政権返還についての国
民与論の盛り上りは注目に値する。それだけ今回の佐藤総理大
臣の訪米の成果に対する国民の期待も大きいとみななければなら
ない。また、この施政権返還に対するいよいよ強まってきた与
論の支持は、日本の国力充実に伴う健全な民族的自覚を表現し
ているともいえることができる。

前述のごとく、沖縄、小笠原諸島の施政権返還問題は日本を
含めた極東の安全保障問題をはじめ、今後の日本外交全体に影
響する問題であり、また、対処の仕方によつては日本国内に大
きな政治問題を引き起しかねない問題であるので、日米折衝に
あたつては、高度の政治的判断を要することは言ひまでもない。
当懇談会としては、今回の佐藤総理大臣の渡米に際し、沖縄及

び小笠原諸島の施政権返還問題について次の諸点について日米両国間の合意が得られることを期待したい。

- (イ) 沖縄及び小笠原諸島が極東の安全保障上果している役割についての日米共通の認識の上に立つて、両島の日本復帰のメドについてなんらかの基本的了解が得られること。
- (ロ) 日米両国が沖縄及び小笠原の施政権返還について今後継続的に検討することについて合意をみることに。
- (ハ) 沖縄の施政権返還に至るまで、本土と沖縄の一体化を推進するための日本政府の諸施策が積極的に講じられ得るよう米側の基本的了解を得ること。

一、方法 米国は沖縄の基地以外の地域に対する施政権を奄美群島の返還方式で抛棄する。

注 どのような方法で沖縄の施政権返還を行う場合においても、軍事基地を残置する以上は、その地区は確定する必要がある。

二、内容 軍事基地については日本に潜在主権はあるが、施政権は米

国にある。

注 将来、軍事基地の範囲については、その機能に影響を与えないような方法で合理化する必要がある。また、このような軍事基地は将来極東の安全保障上の必要がなくなつたときは内地並の基地とし、このとき沖縄の全面的返還が行われたこととなる。

三、基地運営 基地運営の円滑を期するため日米の協議機関を設ける。

注 基地内外の治安維持、軍事機密の保護、電気、水道、労働力などの提供、道路、港湾、飛行場など公共施設の優先使用等については久任委員の意見と同様、治安の維持は基地以外の地域に自衛隊が駐とんすればよほど容易になる。

四、功罪

利点

(1) 沖縄基地の機能は現在のままのこされるので施政権返還と極東の安全保障との相剋はおこらない。

(2) 特に、沖縄基地と米韓、米華、米比等の諸条約との関係は現状どおりである。

(3) 日本国内への核持込問題をおこさず、基地の自由使用をめぐる事前協議の問題がさけられる。

(4) 沖縄施政権返還の問題を日本側として積極的にもちだせる。

欠点

(1) 沖縄の基地経済に大きな影響を与えない。

(2) 不完全返還、基地の固定化といった批判がでる。

(3) 沖縄を特殊扱いするという反対がでる。

(4) 米国が基地を保有することの法的根拠が弱くなるが、奄美方式の返還協定（条約）の中に規定する。

においては、最近報道機関が相繼いで行われた本土及び沖縄の世論調査によつても明らかなるように、沖縄の施政権返還の要望に対しては、一般国民が圧倒的にこれを支持している事実を看過してはならないであろう。要するに施政権には、軍事的の立場からすればプラスの面があるとしても、国民の協力を求める面においてはマイナスを伴うことをまぬかれない。ところで、現地住民の協力を予定しない限り、軍事基地の機能の發揮を期待することは困難であり、また社会的の安定が平和と安全保障の重大要因であることを忘れてはならない。ともあれ、相矛盾するこの両面の要請は、早急に政治的に調整されなければならないが、施政権の返還によるのでなければ根本的の解決は望めないことを銘記すべきであろう。

(3)

二 軍事基地と施政権との関係

沖縄の場合には、平和条約第三条に基く施政権が、米國にとつて軍事基地を設置し、自由にこれを利用することのできる法律上の根拠となつている。しかし、それは、たまたま沿革的にそうなつていただけ

のことであつて、施政権がなければ、基地を維持し、その利用の自由を保障することはできないとする論理的の必然性はない。

このことは、日本国内の基地をはじめ、世界各国におかれては多くの軍事基地の実例に照して明らかであり、沖縄の場合にはむしろ唯一の例外でさえある。ともあれ、基地存続の法的根拠、その利用の自由の保障等の問題は、別途に検討の余地があるのであつて、施政権を基地維持の絶対的の前提条件と考へべき理由はないし、また、施政権の返還により、或ちに基地の機能が阻害され、あるいは滅殺されるかの如くに考へることも誤りであろう。

(4)

三 施政権返還の方式と基地の在り方

施政権の返還を予定すれば、どんな手続によるかその方式の問題、さらに施政権返還後の基地の在り方の問題が提起されなければならない。返還方式については、すでに奄美大島返還の前例があり、この場合法律上の諸問題については、林委員から提出された「施政権返還問題の法律的側面」と題する別添の意見書に詳細に解説されている。基地のあり方につ

いては、久住委員から提出された「施政権の返還と基地の取扱い」と題する別段の意見書に、現段階においては、施政権の返還をすべてに優先すべき目標とし、基地のあり方の問題はむしろ選択的の条件と考うべきであると前提した上で、基地は本土並みの基地を究極の目標とし、国際情勢、軍事技術の進歩、その他諸般の事情をにらみあわせて段階的に改編を行う方針をもつて進むほかはないとして、種々の形態についてその利害得失を指摘している。ところで、この点については慎重に検討すべき多くの問題が残されているが、当懇談会においては未だ十分に論議をつくすにいたっていない。また、いまの段階においては、早急に結論を出す必要はないように思う。